

最低制限価格設定基準の改正について

標題について、次のとおり改正しましたので、お知らせします。

記

改正事項

改正事項	改正前	改正後
最低制限価格の設定にあたっての無作為係数	10,000 分の 9,950 から 10,000 分の 10,050 の範囲 内で機械が無作為に選んだ 係数を乗じる	10,000 分の 9,950 から 10,000 分の 10,100 の範囲 内で機械が無作為に選んだ 係数を乗じる
最低制限価格の上限値	上限値を予定価格算出基礎 額の 10 分の 9.2 を乗じて 得た額とする	上限値を予定価格算出基礎 額の 10 分の 9.4 を乗じて 得た額とする
物価資料、建設物価等の資料から予定価格を積み上げて算出しているものの最低制限価格	予定価格に 10 分の 6.6 を 乗じて得た額とする	予定価格に 10 分の 7.5 を 乗じて得た額とする

- 適用 2022年10月1日以降の開札する案件に適用する。
- 改正後の基準 [最低制限価格設定基準](#)